

## 小平市国民健康保険運営協議会について

## 1 設置の趣旨

国民健康保険運営協議会（運営協議会）は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置される市長の諮問機関です。

運営協議会は、国民健康保険事業の運営の適正を図るため、被保険者、保険医、公益、被用者保険等のそれぞれの立場の代表の方に、それぞれの立場から国保事業に関与していただき、必要な意見の交換や調整などを行い、その結果の意見を市長に答申し、市長の判断資料を提供するという役割を果たすものです。

## 2 根拠法令等

- (1) 国民健康保険法（第11条）
- (2) 国民健康保険法施行令（第3条～第5条）
- (3) 小平市国民健康保険条例（第2条～第3条）
- (4) 小平市国民健康保険運営協議会規則

## 3 組織

## (1) 委員の構成

運営協議会は、次の委員によって構成されます。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ① 被保険者を代表する委員       | 5人 |
| ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 5人 |
| ③ 公益を代表する委員         | 5人 |
| ④ 被用者保険等被保険者を代表する委員 | 2人 |

## (2) 委員の任期

委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は前任者の残任期間です。

## (3) 会長

会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙します。会長に事故があるときは、会長選挙に準じて選挙された委員がその職務を代行します。

## 4 審議事項

運営協議会は、市長の諮問に応じて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議します。具体的には、一部負担金（患者負担）の負担割合に関する事、国民健康保険税の税率など賦課に関する事、出産育児一時金や葬祭費などの保険給付の種類及び内容に関する事などが該当します。また、運営協議会は、市長の諮問に必ずしも、自ら進んで意見を述べることができません。

## 5 運営協議会の開催

運営協議会は、審議していただく案件に応じて会長が招集し、開催されます。例年、年3回から5回程度、市役所で開催されています。

会議の時間は、午後1時30分から午後3時までを基本としています。

### 【参考】平成22年度の国民健康保険運営協議会開催実績

	開催日	議題
第1回	平成22年8月19日	<ul style="list-style-type: none"><li>平成22年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について</li><li>平成21年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について</li></ul>
第2回	平成23年1月24日	<ul style="list-style-type: none"><li>出産育児一時金の支給額について（諮問）</li><li>平成22年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について</li><li>平成23年度小平市国民健康保険事業特別会計予算（案）について</li></ul>

## 6 運営協議会の委員報酬

運営協議会の委員には、会議の開催毎に報酬として日額12,000円（会長は13,000円）が支払われます。